

神奈川県議会議員記章の取扱いについて（案）

1 現状

- (1) 根拠規定 神奈川県議会議員記章規程
- (2) 目的 神奈川県議会議員としての身分を明らかにするため
- (3) 取扱い 議員に貸与

2 県議会議員記章の取扱いについて

- (1) 各都道府県議会における取扱いの状況等
使用に伴い劣化が生じること等から、7割以上の都道府県議会では、議員記章を貸与ではなく交付している。
- (2) 本県議会議員記章の取扱いについて
各都道府県の状況等も踏まえ、本県議会の議員記章の取扱いについては、貸与から交付に変更する。

3 今後の予定

- 令和8年4月 団長会で、議員記章の取扱いについて協議・決定
神奈川県議会議員記章規程改正
- 令和9年4月 改正規程施行